大北森林組合に係る損害賠償の調停(案)

1 長野県から大北森林組合に対する損害賠償請求について

内容	請求額 (遅延金除き)	状況
補助金返還請求	879, 883 千円	H28.3.25 より返還開始
損害賠償請求	67, 486 千円	
		R2.1.29 組合から調停申立
		R2.4.7~ 調停開始

2 損害賠償請求の調停(案)について

- (1) 支払時期:別途協議する。
- (2)請求額:次の考え方により減額する。

ア 施業分

これまでの調査により判明した、実際に施業がされた部分の金額を減額する。

イ 一部施業分

施業内容の一部は実施されていることから、適正な補助単価により再積算した額を減額する。

ウ 加算金分

加算金については、実際に作業が行われなかったものに限定 していることから、減額しない。

(単位:千円) <請求額:67,486> 施業 一部施業 ウ加算金 (時期等の誤り) (適用単価の誤りを含む) (未施工分に限定) 29, 335 31,680 6, 471 <調停(案): 28,335> イ 一部施業 T 施業 ウ 加算金 (適正単価に置換) 29, 335 9,816 21,864 6, 471